

(参考)

狩猟税に係る証明書の「証明事項3」の場合

農林水産業に従事している者とは

農業、水産業又は林業に従事している者とは、年を通じて継続的に又は断続的にこれらの事業に従事する者をいい、例えば、農業を営む者の扶養親族が夏季休暇中にたまたま農作業を行う場合等は、これに含まれないものであること。

なお、「従事している者」であるか否かの具体的な判定に当たっては、特段の事情のない限り、狩猟者登録申請書（様式第15号）に記載された職業によること。

（狩猟者登録申請書の裏面（7）職業欄に農業、林業または漁業と記載され、5の農林業従事者、または6の漁業従事者に○印があることが必要となります。）